

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="329 600 1121 653">2. 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="560 1675 878 1728">令和4年10月</p>	<p data-bbox="1590 600 2383 653">2. 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1822 1675 2139 1728">令和3年10月</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、兵庫県県土木部が所管する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第108条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果品</p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>（3）採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、兵庫県県土整備部が所管する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第108条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果品</p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>（3）採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。</p>	